

## ■ 各種手続書類について

### 長久手キャンパス

クラブ・サークルは、大学へ各種書類を提出しなくてはなりません。

#### (1) 年度始めのクラブ・サークル継続手続について

クラブ・サークルは毎年度、活動継続の手続きを行う必要があります。

下記の書類提出がない団体は継続を取消します。

- ① 団体継続申請書
- ② 役員名簿
- ③ 部員名簿
- ④ 年間活動計画・活動実績報告書
- ⑤ クラブ・サークル規約
- ⑥ 会計報告書
- ⑦ 部室借用誓約書

※毎年度 5 月に提出が必要です。

なお、年間活動計画・活動実績報告書の内容によっては継続を認めないことがあります。

#### (2) 部員の増減があった場合

⇒提出書類：「部員名簿変更届」を学生支援課へ

※「部員名簿」に記載のない部員が事故にあった場合、「学生教育研究災害傷害保険」の

適用が受けられません。部員名簿を提出した後、変更があった場合は、速やかに提出し

てください。

(3) 学内で他校と試合（練習）を行う場合

⇒提出書類：「学内試合届」を学生支援課へ

(4) 大型バス等の車両が学内に入構する場合

⇒提出書類：「大型バス等入構届」を学生支援課へ

(5) 学外で活動を行う場合

⇒提出書類：「学外活動届」を学生支援課へ

(6) 学内で合宿を行う場合

⇒提出書類：「合宿申請書」を学生支援課へ

(7) 学外施設などから団体の証明を求められた場合

⇒提出書類：「団体証明願」を学生支援課へ

※口座名義変更等、外部機関に団体証明書を提出する際に必要です。

(8) 活動を休止する場合

⇒提出書類：「休部届」を学生支援課へ

※活動を継続することができなくなった場合、提出年度に限り休止することができる。

(9) 活動を停止する場合

⇒提出書類：「廃部届」を学生支援課へ

※活動する意志がない場合は速やかに提出すること。

(10) 同好会を立ち上げる場合

立ち上げるにあたり、次の要件を満たしていること。

- ・現在あるサークルと活動内容が類似していないこと
- ・本学学生によって構成され、複数学年にまたがる部員が10名以上いること

・顧問（本学専任教員）を置くこと

⇒提出書類：①団体申請願 ②役員名簿 ③部員名簿

④年間活動計画・活動実績報告書 ⑤同好会規約 ⑥会計報告書

※公認サークルへの昇格は、同好会結成後1年以上経過した後に、1年以上の活動状況から審査します。その間、毎年上記②～⑥の書類を提出すること。提出がない場合は団体申請を取消します。

## (10) 事故が発生した場合について

⇒提出書類：「事故届」を学生支援課へ

※代表者は、後日速やかに「事故届」に必要事項を記載し提出すること。

※学外での活動中に事故が発生した場合又は事故につながる恐れのある事態が生じた時は、平日（8:45～17:30）であれば学生支援課へ連絡すること。土日祝、全学休暇、年末年始（12/29～1/3）または平日の上記時間外であれば守衛室へ連絡すること。 学生支援課：0561-76-8828      守衛室：0561-76-8713

### ----- 事故対応フロー -----

